

【事案Ⅵ－1】火災・自然災害共済金請求

・2020年2月26日 裁定審議適格性なし

<事案の概要>

申立人は、①2019年2月発生の建物外壁損傷（第三者の直接加害行為による）、②2019年6月発生の強風被害、③建物外壁損傷（第三者の直接加害行為による）について共済金を請求したが、被申立人は大幅に見積額から減額し、金額面での協議に応じないことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、2019年2月発生の第三者の直接加害行為による損傷、2019年6月発生の強風被害および破損事故被害の復旧工事について、火災共済金および自然災害共済金を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 大幅に見積額から減額されている理由や疑問点について、被申立人からの回答がない上に被申立人が金額面の協議に応じないこと。
- (2) 建物外壁箇所の第三者の直接加害行為による損傷について、未申請と思われる被害を申請したつもりであること。
- (3) 塀樋の被害について、第三者による破損事故として申請したのだが風災として処理されている様子であること。
- (4) 査定結果が実際に工事を行うことが困難なほど大幅に見積額から減額されていること。

<共済団体の主張>

被申立人は、本案件について裁判所に対し訴訟を提起する予定であり、訴訟係属していることを確認できる書面を証拠資料として提出することで本案件に関わる訴訟の事実を証明する。したがって、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第三項に該当するため裁定審議を行わない、とする判断を求める。

<裁定の概要>

適格性審査の結果、訴訟係属を確認することをもって、裁定手続規則第16条第三号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。